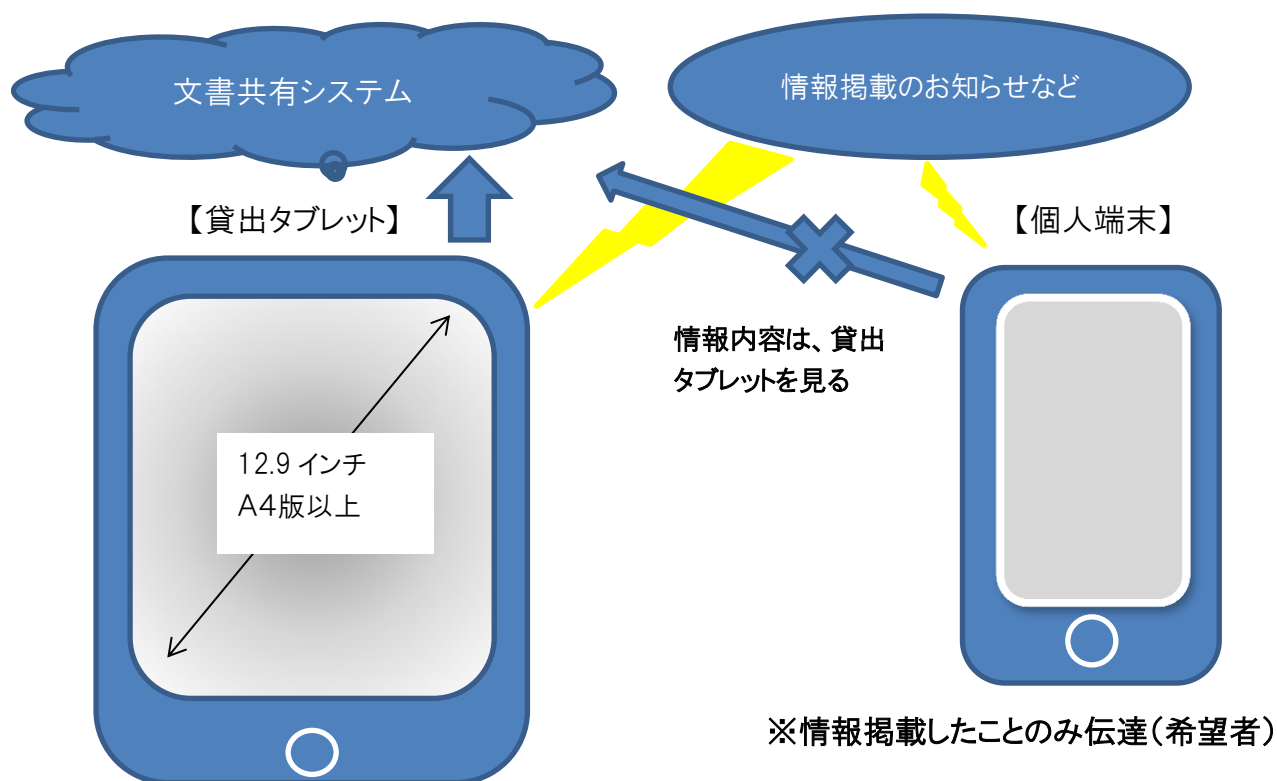


タブレット端末及び文書共有システム等の主な仕様概要(案)について



○導入にあたっては、見やすさ・扱いやすさ・セキュリティ・価格等を判断しながら進めていく。

タブレット端末・文書共有システム	理 由
1 タブレット端末 (1)セキュリティが確保された、タブレット端末(個別回線)とし、画面は対角12.9インチ(A4サイズ)以上とする。 (2)端末の導入は、議員+事務局等とする。	(1)紙をデータに置き換えることとなるが、市公文書取扱規程により、原則A4サイズであり、また、見開き及び2画面分割により、会議閲覧に対応できるようにするため。災害時においてもアクセスできるようにするため (2)合意事項1
2 文書共有システム (1)クラウド型ファイルシステムを導入する。 (2)保存できるデータ量は、他市の事例等を参考とする。 (3)活用するアプリケーションソフトは、文書共有システム、グループウェア等とする。 (4)その他、画面同期や導入後の研修など、デジタルデバйдに配慮したものとする。また、「議会活動」に限定するため制限をかける。	(1)クラウド型ファイルシステムを活用することにより、低コストでの導入・運用及びセキュリティの確保も可能となるため。また、災害時にも使用することができるため (3)合意事項1 (4)合意事項2・4

※ ※1 詳細は正副議長に一任とする。

2 議会事務局内にICT化検討チームを立ち上げる。